

事務連絡  
令和3年3月19日

関係者各位

港湾局長

緊急事態宣言の解除に伴う港湾局の対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の解除後における「本市行政運営方針」に基づき、港湾局においては基本的な感染防止対策を継続し、別紙1のとおり、港湾局市民利用施設の営業時間を最大21時までと、通常営業に変更します。

なお、現在行っている港湾局窓口業務については、従前どおり、別紙2のとおり、感染防止対策を講じた上で、継続いたします。

- 1 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（別紙1のとおり）
- 2 港湾局窓口業務の執行体制について（別紙2のとおり）

各施設の使用制限等の詳しい状況については、別紙の各所管課あてお問い合わせくださいますようお願いいたします。

（なお、施設に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、下記の市ホームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供を行います。）

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報リンクページ」  
アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

港湾振興部庶務課担当  
電話 044(200)3048  
FAX044(200)3981